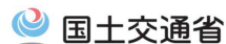


# 三芳町地域公共交通 計画の策定に向けて

---

# 地域公共交通計画について

## 地域公共交通計画とは



- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「**地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿**」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

### 計画のポイント

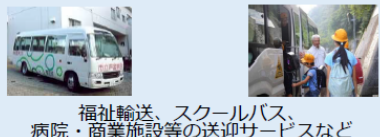
- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・観光客の移動手段の確保等、**観光振興施策との連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
  - ・**MaaSの導入**等、**新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  - ⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定**と**毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



### 地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との一体性の確保  
(まちづくり、医療・福祉、観光等との連携)

②モード間連携や多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な関係者の協働

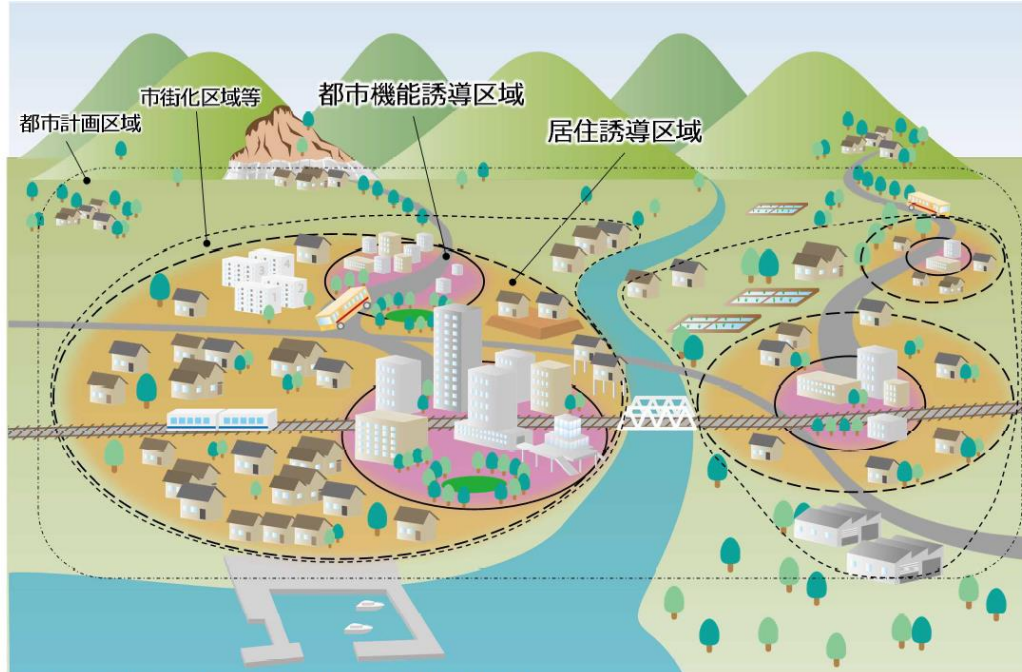
④交通圏全体を見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

# 三芳町立地適正化計画の策定

○立地適正化計画は、都市計画区域が指定されている市町村において、市街化区域等の範囲に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、コンパクトなまちづくりを推進。



※市街化区域等の「等」は、非線引き都市計画区域における用途地域指定の範囲を指す

14

○作成主体：市町村

※**単独又は共同して作成**する任意計画

○計画事項（都市再生特別措置法第81条第2項に規定）

- ① 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ② **居住誘導区域**（市町村が講じる施策を含む）
- ③ **都市機能誘導区域及び誘導施設**（市町村が講じる施策を含む）
- ④ 誘導施設の立地を図るための事業等
- ⑤ **防災指針** ← **令和2年法改正で新設**
- ⑥ ②～⑤に基づく取組の推進に関する事項
- ⑦ その他、立地の適正化を図るために必要な事項

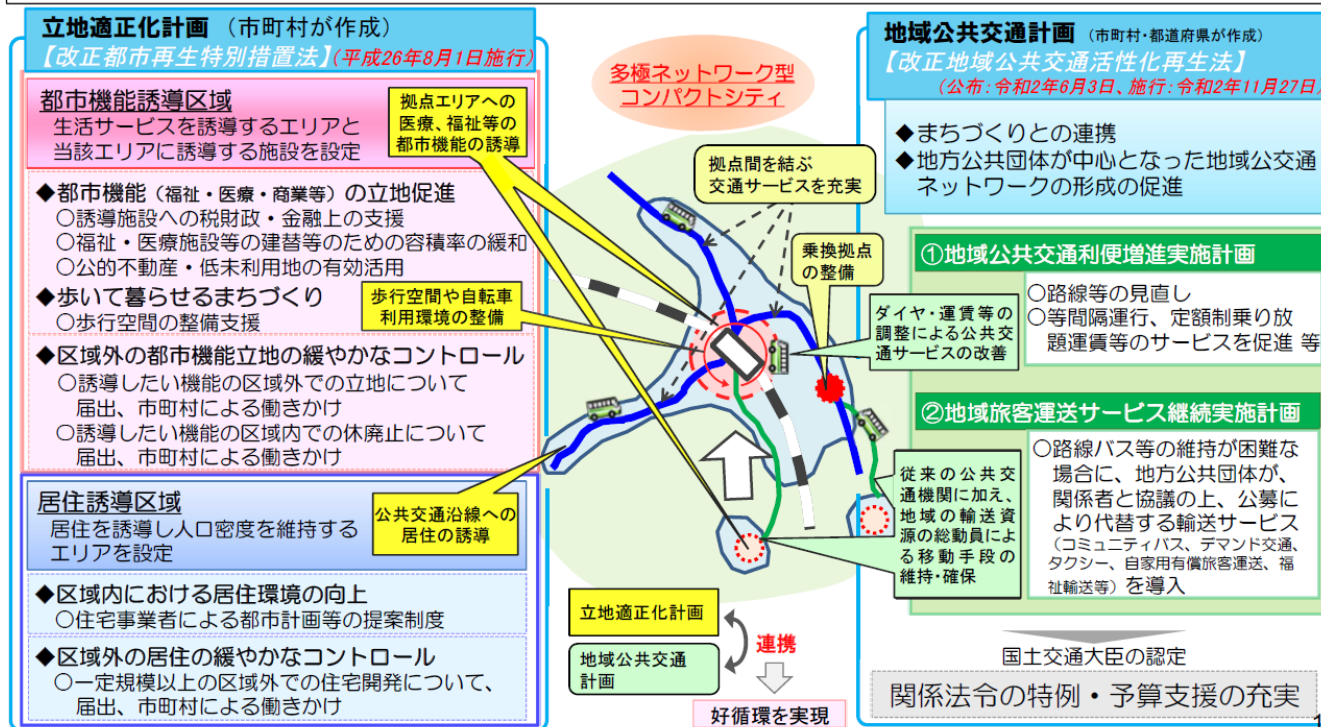
※上記の記載に基づく法的効果が適用される  
（誘導区域外における居住や誘導施設の立地に関する届出等）

16

# 立地適正化計画と地域公共交通計画の関係

## コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。



立地適正化計画で町における拠点や居住地域を示す

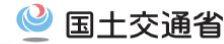
地域公共交通計画で拠点と居住地域をつなぐ交通の在り方を示す



効率的で利便性の高い交通で  
出歩きやすい街を実現し、にぎわいのあるまちづくりへ寄与する

# 地域公共交通計画の策定により目指したい事柄

## 地域公共交通利便増進事業とは



**背景** 運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

**概要** 路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

### 事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域公共交通利便増進事業を位置付け



地方公共団体が、必要な関係者の同意を得た上で、地域公共交通利便増進実施計画を作成



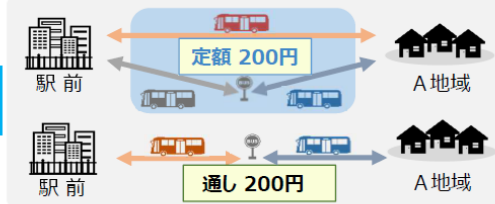
国土交通大臣の認定を受けた場合、法律上の特例措置（事業許可等のみなし特例等）

### 事業の実施イメージ（一例）

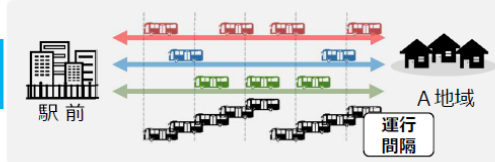
#### ハブ&スポーク型の路線再編



#### 定額制乗り放題運賃、通し運賃



#### パターンダイヤ、等間隔運行



28

まちづくりとしての狙いととも  
に、中長期的な視点で公共交通  
の利便性向上・持続可能な交通  
の整備を目指し、目標を設定す  
ることで、公共交通の在り方を  
評価しながらPDCAサイクルを  
展開していきたいと考えている。

また、利便性を向上するための  
新たな事業構築(利便増進事業、  
新交通システムの構築など)を  
見据えることができると考えて  
いる。

# 地域公共交通計画策定に必要な事項

地域公共交通計画は「地方公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画となるため、策定に際しては本法律に基づく法定協議会を設置し、協議する必要があります。ただし、必要な条件さえ満たせば、既存の地域公共交通会議に法定協議会の機能を付与することができます。

また、この法定協議会は計画策定の主体となることとなります。さらに、国土省の「地域公共交通調査事業」に伴う補助金が交付される対象となっており、法定協議会で口座を持つ＝会計管理を行っていくこととなります。

## (参考) 各種協議会について

	地域協議会	地域公共交通会議	法定協議会 (活性化法)
設置根拠	道路運送法施行規則第15条の4	道路運送法施行規則第9条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果	バス路線の休止・廃止 ・路線の休廃止に係る事業計画の事前届出期間の短縮(6月前→30日前)	道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和(上限認可→事前届出) ・事業用自動車の乗車定員緩和(11人未満可能) ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 ・自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
対象交通モード	自動車交通(主に路線バス)	自動車交通	地域の公共交通全般 (地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
主宰者	都道府県	市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県 (地域公共交通計画の作成者)
構成員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(一般旅客自動車運送事業者)	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)
	住民又は旅客の代表	×	○(住民又は旅客の代表)
その他	○(必要があると認めるとき)	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等



# 地域公共交通会議への法定協議会の機能の付与等および地域公共交通計画の策定スケジュールについて

皆様のご了解が得られましたら、地域公共交通会議設置要綱の改定を進め、法定協議会の機能を付与するとともに、会計に関する条項の設置と、監事の設置等を含めた改定案を提出し、年度内には移行したいと考えております。

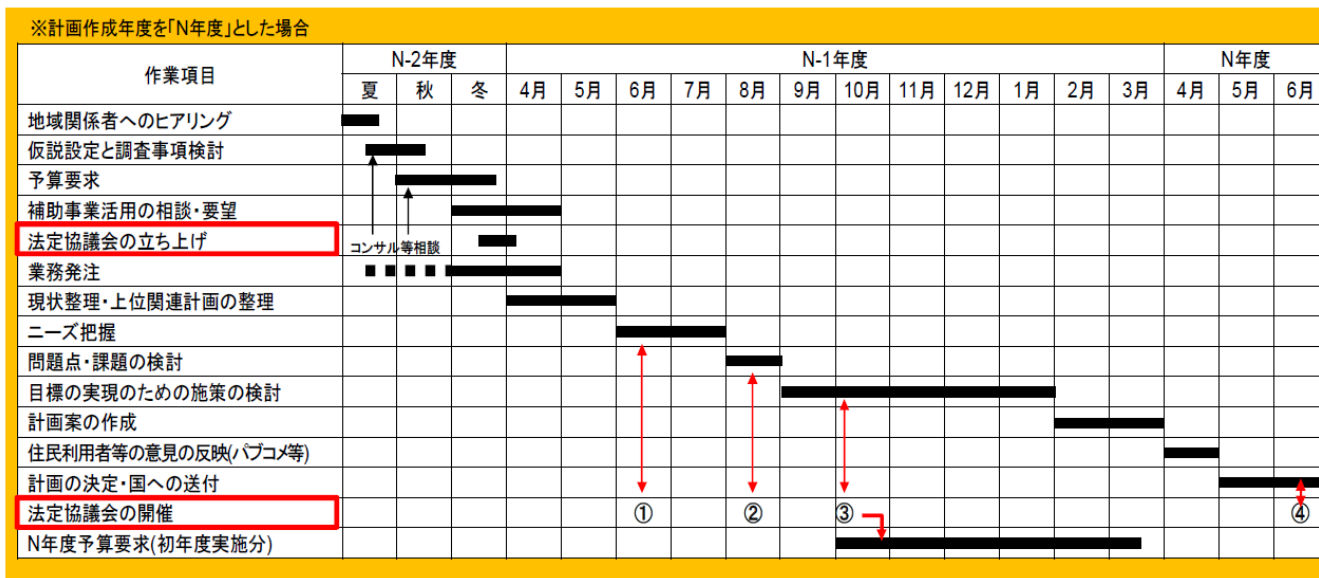
法定協議会への移行と並行して、地域公共交通調査事業補助金の交付に向けた申請を進め、令和5年度に交付を受けられるよう準備します。

5年度からは地域公共交通計画の策定を約1年半かけて進めていく見込みです。

## 協議会運営のポイント

### 1. 地域公共交通計画の作成スケジュール例

- ・計画策定の時期を年度末の3月にしている地域が多いですが、特に制約はありません。
- ・1年間で計画策定をしようとする例もありますが、余裕をもったスケジュール管理の下で進めることが重要です。



※ 会議の開催時期、開催回数等は地域の実情に即して決定してください。